

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大分市は、地方税の滞納管理に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分市長

公表日
令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務	
②事務の概要	大分市において地方税の滞納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税を課税され、督促後も納付しない者(滞納者)に対しての滞納管理事務 (1)賦課・収納情報の入手事務 必要な賦課・収納情報を収納システム経由で滞納整理システムへ入手する。 (2)催告書の送付事務 滞納者へ早期の納税を促す催告書を送付する。 (3)納税交渉事務 滞納者に納付困難な事情がある場合に、申出により徴収猶予等について相談を受け付ける。 (4)実態調査及び財産調査事務 滞納者の所在・財産状況を明らかにするため、他自治体等への実態調査や、給与・預金等の財産調査を行う。 (5)滞納処分事務 財産が判明した滞納者に対し、差押等の滞納処分を行う。	
③システムの名称	滞納整理システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
滞納管理情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	大分市役所 財務部 納税課 企画部 情報政策課	
②所属長の役職名	納税課長 情報政策課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	大分市役所 財務部 納税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel:097-537-5611	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	<人手が介在する局面ごとのリスク対策> 個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化、パスワードによる保護を行いケースに入れ施錠したうえで 行っている。 郵送する書類にはマイナンバーを記載しない、また、ダブルチェックを行い不要な個人情報を送らないこ とで人為的ミスを防いでいる。 特定個人情報を含む書類は機密文書として施錠・保管し、早期に廃棄している。保存の必要なものは書 棚等に施錠し保管している。 個人情報データを含むUSBメモリは使用後すぐにデータを消去し、施錠し保管している。

9. 監査

実施の有無

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------	--

[十分である]

1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

判断の根拠

1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。
3. 他自治体等から入手した情報については、入手次第、収納システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 佐藤 善信	納税課長 情報政策課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	滞納整理システム、税総合システム、中間サーバー	滞納整理システム、税総合システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住登外/宛名システム	事後	
平成31年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	大分市において地方税の滞納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税を課税され、督促後も納付しない者(滞納者)に対するの滞納管理事務 (1)賦課・収納情報の入手事務 必要な賦課・収納情報を汎用機経由で滞納整理システムへ入手する。 (2)催告書の送付事務 滞納者へ早期の納税を促す催告書を送付する。 (3)納税交渉事務 滞納者に納付困難な事情がある場合に、申出により徴収猶予等について相談を受け付ける。 (4)実態調査及び財産調査事務 滞納者の所在・財産状況を明らかにするため、他自治体等への実態調査や、給与・預金等の財産調査を行う。 (5)滞納処分事務 財産が判明した滞納者に対し、差押等の滞納処分を行う。	大分市において地方税の滞納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税を課税され、督促後も納付しない者(滞納者)に対するの滞納管理事務 (1)賦課・収納情報の入手事務 必要な賦課・収納情報を収納システム経由で滞納整理システムへ入手する。 (2)催告書の送付事務 滞納者へ早期の納税を促す催告書を送付する。 (3)納税交渉事務 滞納者に納付困難な事情がある場合に、申出により徴収猶予等について相談を受け付ける。 (4)実態調査及び財産調査事務 滞納者の所在・財産状況を明らかにするため、他自治体等への実態調査や、給与・預金等の財産調査を行う。 (5)滞納処分事務 財産が判明した滞納者に対し、差押等の滞納処分を行う。	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	滞納整理システム、税総合システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住登外/宛名システム	滞納整理システム、税総合システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム	事後	
令和3年1月4日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月4日時点	事後	
令和3年1月4日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月4日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	滞納整理システム、税総合システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム	滞納整理システム、共通基盤システム、収納システム、固定資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム	事後	
令和6年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	大分市において地方税の滞納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	大分市において地方税の滞納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月4日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月4日時点	令和6年7月1日時点	事後	